

一時帰国者用（失効後6か月を越え3年以内）

⑥失効免許の再取得（受験）について

～住民登録がなく、有効期限が切れてから6か月を超え3年以内で、かつ、一時帰国してから1か月を経過しない方～

1 受付について

- (1) 月曜日～金曜日（土・日・祝祭日及び年末年始の閉庁日を除く）
- (2) 午後1時00分から午後1時30分

（出来る限り時間に余裕を持ってお越し下さい）

※ 受付終了時間までに、書類（申請書作成を含む）の準備及び適性試験を終了されていない方は、窓口で受付をお断りする場合があります。

2 必要書類等

- (1) 有効期限の切れた運転免許証
※運転免許証を紛失している方は、手続きの際に時間が掛かります。
- (2) 一時帰国先の世帯主の本籍記載の住民票（発行日から6か月以内のもの）
- (3) 本人の戸籍謄本又は抄本（発行日から6か月以内のもの）
※ 免許証の本籍と一時帰国先の世帯主の住民票の本籍の内容が同じ場合は不要ですが、窓口で本籍データを確認し変更があった場合、提出がないと受付ができません。
- (4) 身分証明書（保険証・学生証・パスポート・マイナンバーカード（通知カードは不可）など）
- (5) 居住証明書（住民票の裏面に記載したものでも可能）
- (6) 写真1枚（縦3.0cm×横2.4cm）（撮影日から6か月以内のもの）
- (7) 更新連絡書（ある方のみ）
- (8) 手数料

受験手数料	1免種につき	1,900円
	※ 免種ごとに加算されます	
交付手数料		2,050円
	1免種増えるごとに	+200円
講習受講料	優良講習（30分）	500円
	一般講習（60分）	800円
	違反講習・初回講習（120分）	1,350円
	※ 更新連絡書の講習区分とは異なりますので受付窓口でご確認ください。	

- (9) 講習終了証明書等（高齢者講習、特定任意講習等を受けた方）
※70歳以上の方については、事前に高齢者講習を受講してください。
- (10) やむを得ない理由を証明する書類等
やむを得ない理由で更新できなかった方は、これらを証明する書類（パスポート、出入国記録等）が必要です。これにより、失効以前の運転経歴が継続されます。
出入国において、自動化ゲートを利用された方はスタンプが省略されますので、スタンプがない場合は他の証明資料として、法務省からの出入国記録、又は、その他の疎明資料等が必要となる場合があります。
- (11) 外国で取得した現在有効の運転免許証（ある方のみ）

3 受験手続きの流れ

- (1) 失効免許の確認等
- (2) 申請書・質問票の作成
- (3) 適性試験
- (4) 受付窓口へ申請
- (5) 特定失効者講習（運転者特定任意講習や高齢者講習の受講者は除く）
- (6) 運転免許証の交付（即日）

※ 運転免許の有効期限が切れてから運転しますと、無免許運転になります。

[問い合わせ先] 平日 8:30～17:15 音声ガイダンスに従って操作してください

宮城県運転免許センター（試験係） TEL 022-373-3601

石巻運転免許センター TEL 0225-83-6211

古川運転免許センター TEL 0229-22-8011

仙南運転免許センター TEL 0224-53-0111